令和5年9月22日こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会資料

中間整理案に関して委員から提出されたご意見

項番ご意見

(P1, 7, 9, 10, 16)

○「格差や貧困」をすべて「貧困と格差」に修正すべき。格差の解消と貧困の解消、いずれも 重要課題であるが解決を優先すべき政策課題は貧困である。また衣食住・ライフラインの不 足という絶対的貧困の状況に置かれる子どもたちが存在することは、これまでの国の子供 の貧困指標でもあきらかである。

〇こどもの貧困対策を「貧困の連鎖を断ち切る」ために行うことを強調する論調に非常に違和 感がある。国の将来を支える人材としてしかとらえない視点は、どのような子供も幸福な子 供時代を過ごす権利があるという、こどもの権利条約の思想とも相反するものであり、「貧困 の連鎖」に関する記述の前には「貧困の解消」という言葉を追記すべき。

(P5 30行目)

2

○【2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識】(修正案・・・下線を修正)令和元年 11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施 行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書において、日本には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合による切れ目のない支援の不足、若者の貧困対策の不足、貧困の状態にあるこども・若者や家庭に支援を届ける上での学校・園や民間団体を含む幅広い主体間の支援体制・連携体制について拡充・改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に複数の指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

項番	ご意見
3	(P6 7行目) 〇「身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)に」は、非常に重要な概念。単に貧困線より低い生活水準を指すのではなく、物質的剥奪や社会的剥奪にも目配りすべき。註による解説が必要。
4	(P6 11行目) ○ こども・若者の権利の視点からは、こども・若者を支援されるだけの対象とみなしうる以下の文言の再検討を要請する。 また保護者の責任を強調しすぎることは、こども基本法の趣旨からも妥当ではないと考えられるのでやはり再検討が必要である。 「具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ」→「具体的には、全てのこどもや若者が、必要なサポートを得て」
5	(P6 25行目) 〇「・虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などから守られ、差別されたり孤立したり、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らすことができる。」とあるが、貧困は3大綱の経緯から考えても独立課題なので、項目を独立させるべきである。
6	(P6 32行目~P7) ○ 若者の貧困対策の視点が欠如している。 -「20代、30代を中心とする若い世代が」の冒頭に追記。 「● 若者もまた困難を抱えうる存在であり、こども期からの「切れ目のない支援」とともに、成年後も生活や就労の悩みに応じ、必要な支援を受けることができる。」 -「● 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、」の後に追記。「学びなおしやスキルアップにも安心して取り組め、」

項番	<u>ご意見</u>
7	 (P6) ○ 「どんな立場であっても、頑張らなくてもいい、自分が自分らしくいればいいことが受け入れられ、安心して過ごすことができる。」といったような文言を追加できないか。 → ここに並んでいる言葉は、良かれと思って子どもに向けられるが、子どもに頑張っていない自分はダメな人間とインプットされ、誰にも言えず苦しむパターンも多い。
8	(P7 1行目) ○「親も子も誰もが、受け入れられ、認められることができる。」「親も子も誰もが、あたり前に 健康で文化的な生活を送ることができる。」といったような文言を追加できないか。 →「自己肯定感を持ちながら幸福な状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができない」人は、この文面はしんどいのではないか。ほかの箇所もその視点が必要。誰一人取り残すことのない大綱を目指していただきたい。また、自己肯定感を持てないのは自身の問題であるように読まれる可能性も懸念する。
9	(P7 18行目) ○「こどもまんなか社会」を実現していく→「こどもまんなか社会」を <u>こども・若者とともに</u> 実現し ていく
10	(P7 32行目、P10 8,12,15行目】 ○「良好な成育環境を確保し」→「良好な成育環境と教育を確保し、」

項番	ご意見
11	(P7 32行目) ○ 基本的な方針の(4)について、「良好な成育環境を確保し、」の前に、「身体的・精神的・社 会的(バイオサイコソーシャル)の視点から」を追記。
12	(P7) 〇「こども施策に関する基本的な方針」に「子育て支援」の項目を追加する。 基本的な施策に「子育て家族への支援」が追加されることに鑑み、子育て支援に関する項目を基本的方針に追加してはどうか。その際の基本的方針は、子育てを担うことによって生ずる不利・困難を防止する、としてはどうか。
13	(P7) 〇「健康を守る」ことを、施策の重要な課題と位置付けて書き込む。 場所としては、上記提案の「子育て支援」の項目。加えて中間整理案27頁の「子育て当事者への支援に関する重要事項」に項目を起こす。子育てと生活を維持するなかで、子育て当事者に過度の負担が生じ、心身の健康を害する可能性が高まることをふせぐことは、施策の重要課題である。また関連して、子育て当事者の「休息・自己ケアの時間」を確保する必要性についても言及すべき。
14	(P8 17行目) ○「自己選択·自己決定·自己実現」→「自己決定·自己選択·自己実現」
15	(P8 26行目) 〇「虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守る。」の冒頭に「貧困、」を追記。

ご意見 項番 (P8 29行目) ○「おとなに対して広く周知するために説明会を実施し、社会全体で共有を図る。」 (P14 5行目) ○「保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育 て当事者の支援に携わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利 条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であ 16 ることを広く社会全体に周知するために説明会を実施する。」 → おとなへの共育が必要と考える。今の社会を構成している方々は、戦争、高度成長期、 バブル期、バブル崩壊期などを経験され生きてこられ、それぞれの社会観を活かしつつも、 今ある社会のありよう、子どもたちが置かれている現状について、新たな学びの機会を重 ねる必要を感じる。今、自分たちが変わることが必要であるとの認識を啓発する政府の力 強さが必要。温かな社会への「革命」との気概。介護保険を浸透させたように、地方自治 体が地域ごとに「こども大綱」の浸透を図る説明会などを開催する。 (P8 35行目) ○「こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画するこ とができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年 17 齢や発達の段階に応じて尊重する。特にこどもの意見を聴くことが重要な場面として、児童 相談所での聞き取り、家庭裁判所でのこどもの声を調停・審判・裁判所で丁寧に聞き、結論 に反映させることが必要である。」 (P9 2行目) ○「虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などをはじめとする困難な状況に置かれ 18

たこども・若者」の前に「貧困、」を追記。

項番	ご意見
19	(P9 2行目) ○「虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などをはじめとする困難な状況に置かれたこども・若者や乳幼児を含む低年齢のこども、社会的養護の下で暮らすこども、ヤングケアラー、社会的養護経験者(いわゆるケアリーバー)など、…」
20	(P9 4行目) →「・・・声をあげにくいこども・若者も自らの意見を持ち、・・・十分な配慮を行う <u>とともに、安全</u> <u>に安心して意見を述べることができるよう、こどもや関係者のプライバシーにも十分な配慮を</u> <u>行う</u> 。」
21	(P9 6行目)○「・・・思いや願いに気づけるよう、十分な配慮を行う。」の後に以下を追記「またこども・若者の抱える困難、既存の概念や枠組みにとらわれすぎず、積極的に発見し、必要なアプローチに取り組む。」
22	(P9 26 行目) 〇 「教育·保育、適切な保健、医療、療育、福祉、」の後に「リーガルサービス」を追記。
23	(P9 34行目) ○「多子やひとり親世帯 <u>は一層困難が大きいということを認識し、不利な状況を解消するた</u> <u>めのに配慮しつつ、</u> 取組を進めていく。」
24	 (P9 34行目) ○「多子やひとり親世帯に<u>は特に</u>配慮しつつ、取組を進めていく。」 → 子育て当事者の中でも、日常から他のおとなの関わりが少なくひとりでがんばる時間が₇物理的に比較しても多い。余裕を持った子育てができるよう特に配慮を要す。

項番	ご意見
25	(P9 37行目) ○「社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、」あくまでも保護者が子育ての重責を第一義的に負うことが強調され過ぎる→「社会全体で子育てを支えていく。子育てを社会全体で切れ目なく支えていくことは、」
26	(P10 8行目) ○「(4)良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者の育ちの ニーズが十分満たされるようにする」
27	(P10 8行目) ○ 基本的な方針の(4)について、タイトルにも貧困・格差の解消がこどもの良好な成育環境 の前提であることを追加する。タイトル修正案:貧困や格差の解消を図り、良好な成育環境 を確保し、・・・
28	(P10 8行目)○「(4)良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が<u>夢を抱いて</u>幸せな状態で成長できるようにする」
29	(P10 14行目) ○(4)の冒頭部分に以下を追記する。「身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)の 視点から、こども・若者への衣食住ライフラインなど心身の発達の前提となる基礎的な安全・ 安心の保障に取り組む。」

項番	<u>ご</u> 意見
30	(P10 20行目) ○「若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる」→「若者が全国どこにいても必要な 支援や教育が受けられる」
31	(P10 21行目)○「…対象とした乳幼児期からの切れ目ない」→「…対象とした乳幼児期から社会に出て自立するまでの切れ目ない」乳幼児から社会に出て自立するまでという出口を入れるべき。特に高校生や高等教育の不備に取り組んだり、若者のひきこもりなどへの対応を強調。
32	(P10 23行目) ○「・・・ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の連鎖の防止に取り組む。」→「・・・ひとり親家庭、多子世帯など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消と連鎖の防止に取り組む。」
33	(P10 36行目) ○「支援が必要なこども・若者や家族ほど、支援が必要でも自覚できないなど、SOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。」の後に、「そのため、全数把握されているデータから拾い上げることができるようなシステムを進める必要がある。そしてデータから支援に繋ぐようなデジタル化を進めるべきである。」といったような文言を追加できないか。
34	(P10 37行目) 〇「地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して」の前に「自治体の責任体制 を明確にし、」を追記。

項番	ご意見
35	(P10 37行目) ○「地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携 <u>し、当事者に寄り添いつつ、</u> プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。」 → 施策の実施(ハード)と共に、寄り添う(ソフト)ことが重要。施策と第3のおとなの関わりが安定した支援に繋がる。
36	(P11 1行目) ○ 支援者の環境改善や確保・育成についての記述があるが、(4)良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする の意味合いとずれていないか。支援者の環境改善や確保・育成は「こどもまんなか社会」を実現していく上で土台となる重要課題であるため、独立した方針とすべきではないか。

ご意見 項番 (P11 2行目) ○ 幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉 施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域福祉 のボランティア、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職 員など、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が喜びや 37 幸せ、充実を感じられるよう、活動環境や職場環境等の改善に取り組むとともに、多様な人 材の確保・養成、資質強化、専門性の向上、メンタルケアなどを充実させる。 → 職を担っている方だけでなく、実際に地域でこどもたちを見守っている方々の多くは、公 民館を中心に地域活動をおこなっている住民ボランティアが支えているため。 (P11 5行目·6行目) 38

○ 環境改善という抽象的な表現ではなく、「専門職に相応しい賃金・処遇の実現」と明記すべ き。

…よう、専門職に相応しい賃金・処遇の実現等職場環境の改善に取り組むとともに、多様な 人材の確保・養成、資質強化、専門性の向上、メンタルケアなどを充実させる。

(P11 6行目)

39

○「…メンタルケアなどを拡充させる。の後に追記。追記案:また保護者の所得など家庭の状 況が子どもの学力に影響を与え、教育格差·体験格差が生じている。家庭の経済状況が理 由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、夢や希望 を持ち、挑戦をできるよう、就学期間の支援、高等教育費の負担軽減を実施していく。 必ずしも貧困対策の対象とならない、いわゆる中間層にとっても、子育てにかかる費用や 教育費負担の重さは、こどもを持つことをためらう要因にもなっている。このため、少子化対 策の観点からも、就学期間の支援や、高等教育費の負担軽減が重要である。

項番	ご意見
40	(P11 32行目) ○「…男性の家事や子育てへの参画を促進する。 <u>そのため、男性の働き方の見直しについて</u> <u>企業にも協力を求めていく。</u> 」
41	(P12 15行目) 〇「地域で活動する民生、児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司 <u>、児童福祉施</u> <u>設職員(関係者)</u> など、こどもや若者にかかわる様々な関係者の…」
42	(P12 3行目) 「(6)施策の総合性と即応性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する」 → こどもを守るためにスピード感をもっての対応が絶対。多種多様な案件が多いと承知しているが、こどもいのちを守るために施策実施が実行できるためには、予算執行の即応性、各地方自治体における即応性が鍵になる。現場が動けなければ進まない。
43	(P12 3行目) 〇 都道府県と市区町村の連携が困難であることに加えて、同一県内、同一市内でも、行政の縦割りがいまだに根強くある。新たな視点でこども大綱ができた後も、表面的な関係性(連携)になる可能性を危惧している。「連携」が形だけのものにならないように、もっと強く記載するべきではないか。

項番	ご意見
1	(P13~) ○「第3 こども施策に関する重要事項」の項目の順序が、どういう理念で並んでいるのか。
2	(P13) ○ ライフステージに縦断的な重要事項に、「子どもの権利擁護の促進」を項目として入れ、子 どもの権利擁護に関する第三者機関の設置の検討を書き込む。
3	(P14 5行目) 〇「保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなのほか、広く社会に対しても、」 学校や幼稚園・保育園に通っていない子どもにどうアプローチするのか。当事者支援に携わる大人だけでなく、行政側の関係諸機関もしっかりとこの中に入れておくべき。
4	(P14 30行目) ○「…こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。こどものための遊び場の設置の際に、近隣への説明をおこない、理解と共生の賛同を得る。」
5	(P15 34行目) ○「…フェムテックの利活用に係る支援を行う <u>とともに、男性への理解促進を図る</u> 。」

項番	<u>ご</u> 意見
6	 (P15 26行目) ○「(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」に、「こどもや若者への切れ目のない医療受診体制と医療費の無償化を国が整備する。」を追加。 → 家庭の経済的等理由で治療ができないままになっているケースの改善を。施設や学校内での検診の拡充など関わる回数を増やすことも虐待をはじめ、こどもの変化に気づく機会になる。
7	(P16 18行目) 〇「こどもの貧困対策」の冒頭部分に以下を追記する。「こどもの貧困は、衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どものたちの権利利益が侵害されている深刻な課題である。SDGs(持続可能な開発目標)の第1目標に「貧困をなくそう」、第3目標に「すべての人に健康と福祉を」、第4目標に「質の高い教育をみんなに」が掲げられており、わが国として、こどもの貧困の解消に全力をあげて取り組む。」
8	(P16 19行目) ○「こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえながら」→「こどもの貧 困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し」
9	 (P16 24行目) ○ (修文案)→「地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。あわせて、こどもが安心して、遊び、多様な体験、学びを得ることができるような支援を進めていく。」

項番	ご意見
10	(P16 26行目) ○「学ぶ意欲と能力のある全てのこども・若者」→「全てのこども・若者」 社会環境・家庭環境によって意欲や能力を減退させざるを得なかったこどもが置き去りである。
11	(P16 27行目) 〇【「夢に挑戦できるようにする」 挑戦をサポートする前に、衣食住と教育についてのbasic human needsを保障するという視点を入れる。
12	(P16 29行目) 〇「地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、」の後に「要保護児童対 策地域協議会」を追加。
13	(P16 30行目) 〇「苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。」の後に、以下を追記。「乳幼児期や就学前、義務教育修了者に対しても学校プラットフォームの仕組みを中継点としながら「切れ目のない支援」の仕組みを整備する。この際、国・自治体責任体制を明確にし、置き去りにされるこども・若者がいることがあってはならないとの共通の認識を行政が主導して共有し実現する。」
14	 (P16 28行目) ○ 地域に開かれるだけではなく、「地域に繋がる」ことを明記する。修正案「学校を、地域に開かれた、そして、地域に繋がっていくプラットホームと位置付け、…」 → 予防的にリスク発見され、支援にスムーズに繋がるために、子どもが地域資源と繋がるプラットフォームとして学校を位置づけ、チーム学校を機能させることになる。

項番

ご意見

15

(P16 33行目)

- ○「将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から…幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、ひとりひとりにより添った学習支援の仕組みを整備し、高校中退を防止するための…。」
 - → 貧困とは、経済的なことだけでなく、教育そのものの支援も必要。貧困といわれる足らない部分を補うことで、豊かさがそなわるのではないか。読書・文化・芸術鑑賞、野外活動など体験機会を増やすことも必要と考える。国がボランティアに頼りすぎない(共働)施策を講じることが必要。

16

(P16 33行目)

- 〇「…幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を教育費負担の軽減のため施策の拡充を図る…」
 - → こどもの頑張りが、経済の負担軽減につながらないことで、こどもはもちろん親も施策に 不信を感じているため、施策を拡充すべきと考える(以下の事例も踏まえる)。

<事例>

※私立高校の実質無償化について:不登校だったが、自分の好きなことが見つかり通信と対面授業をミックスした高校へ何とか進学。実質無償となっているが、修学援助される額が少ないため、大きな負担となっている。私立学校によって違うため調査し、細かな支援が必要。

※私立医療系大学について:日本学生支援機構の給付型奨学金が、高校内では優秀として推薦を受けたが、進学予定の大学が貸付のみ対象校とのことから、給付型の受給はできなかった。給付型奨学金の対象校を拡充が必要。

項番	ご意見
17	(P16 34行目) 〇「高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。」の次に以下を追記。「また大学等進学後に、経済的困窮に陥った際に、学びをあきらめることなく修学できる経済的支援の整備の検討にも取り組む。」
18	(P16 36行目) 〇「貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり、地域における多様な人材や団体と関係機関が連携した包括的な支援体制の整備など、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。
19	(P16 37行目) ○ 生活保護法及び生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進するとあるが、健常ひとり親家庭と障害ひとり親家庭においては生活、就労支援のアプローチは変わってくるため、障害者総合支援法も追記(明記)すべきではないか。 生活保護法や生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。
20	 (P16 37行目) ○「生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。」 → 児童扶養手当法は、ひとり親等世帯の生活を支える重要な法律です。

項番	ご意見
21	(P16 38 行目) 〇「関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。」の次に以下を追記。「若者の貧困対策については、経済的支援の検討、虐待等からの一時避難拠点(シェルター)の整備により、ホームレス化・ストリート化による基礎的生活環境の喪失・貧困化を予防し、安全安心な環境の中で心身の健康の回復や自立に向けた相談支援を行う体制を整備する。特に、中学校卒業後の若者の学校以外の相談支援体制が重要であるをユースセンター等の配置と含め検討する必要がある。」
22	(P16) ○ 貧困の連鎖を断ち切る方法論として高等教育・大学生等への修学支援を行うこと、学ぶ意欲と能力が確立することが出来る人材へ対して投資することは分かりやすい。また、結果が表れやすく大変評価することが出来る。
23	(P17 1行目) 〇「保護者の就労支援」に関して、日本の子どもの貧困の特徴は、ひとり親、二人親とも長時間働いているのに貧困であるということを強調したい。これに関しては最低賃金の上昇や税や社会保障の負担の見直しなども検討される必要がある。その上での就労支援ではないか。また、子育てとの両立ができる働き方についても産業界への働きかけが必要。

項番	ご意見
24	(P17 5行目・6行目) ○親と心穏やかに過ごす時間を持てない「時間の貧困」のため、親との愛着形成、自己肯定感の維持向上や学習習慣の確立を家庭教育で行うことが困難な、ひとり親家庭(健常・障害・要介護者の父母と同居等)への支援に関して具体的な文言がない。いわゆる親の「時間の貧困」によって、こどもの健全な発達が阻害される面にも目配りし、経済的自立を過度に追求しない視点も必要。 「…就労支援を進めていく。 また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭を中心として、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。このため、自己肯定感の維持向上や学習習慣の確立も重要であり、こどもに届く生活支援や学習支援を進める。支援の実施に当たっては、子育て当事者の日々の生活を…」
25	(P17 8行目) ○「こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止め <u>る。て取り組むべき課題であるとの認識の下、</u> 国、地方自治体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。」 → 国が自分ごととする表現にするべき。
26	(P17 10行目) ○「…国、地方自治体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。こどもがいない(少ない)とおとなの将来もないことを認識し合い、こどもは国の宝として、社会全体で責任をもって育てる。」

項番	ご意見
27	(P17 35行目) ○ 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進」に関して、こども自身に対する身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、ネグレクト、面前DV(こどもの前で配偶者をののしるなど)も虐待であることを明記すべき。
28	(P18 6行目) 〇「…強化する。 <u>また、児童虐待予防においては、様々な背景をもつ社会的養護を必要とするこどもとその保護者に対して親子関係修復、こども支援、保護者支援を担ってきた児童養護施設等の更なる活用に取り組む。</u> 」
29	(P18 27行目) ○「 <u>里親支援センターによる里親やファミリーホームに対する支援や、児童養護施設等の処</u> <u>遇及び環境改善による社会的養護の受け皿確保・充実、</u> 社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。」
30	(P18) ○ 児童相談所の果たす大きな役割についても記載すべきである。
31	(P19 4行目) ○「いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらずこども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、 <u>庁内が連携し、</u> 福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、」→ 庁内連携こそがこども庁への期待。実際の支援としては、ホームヘルパー派遣事業が必要。

項番	ご意見
32	(P19) ○「若者が貧困状態の中で、セックスワークに従事することが日常化してしまっておりその中で性暴力の被害者となっている実態がある。またカップル間でも性暴力が日常化する事例は後を絶たない。 必要なのは「おとな」への生命(いのち)の安全教育と、こども期からの加害予防プログラムを、こども基本法・子どもの権利の周知とともに行うことであり、その旨の加筆をお願いしたい。
33	(P21 20行目) ○「産後ケア事業の提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。」と「児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。」の間に、「全ての親への支援の必要性。4か月健診からすぐの親支援の開始をすべての家庭が受けられるような体制が必要。」といった内容を盛り込むことができないか。
34	(P21 26行目) 〇「予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう <u>、乳児院、母子生活</u> 支援施設、NPOなどの民間団体とも…」
35	(P22 5行目) ○「認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、こども家庭センターなど地域の身 近な場を通じた支援を充実する。」
36	(P22) ○ ライフステージ別の重要事項の「学童期・思春期」に、アルバイトを含む「就労しているこど も」の権利保障について明記する。

項番	ご意見
37	 (P22 20行目) ○「(2)学童期・思春期」に、乳幼児期には記載されている「乳幼児との切れ目のない支援」について記載すべき。追記案「早期発見の視点から全数のこどもを対象にして行われる乳幼児のスクリーニングの方法をもとに、気づきにくい家庭の生活困窮も把握することを目指して、学校におけるスクリーニング(朝食の欠如、給食費等の滞納、連絡不通など)の取組みを進め、支援につなげていく。」。 → P21も以下のようにかなり細かく記載されている。「乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防に資するよう、また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診や新生児マススクリーニング等を推進する。」
38	(P22 37行目) 〇「こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等」→「こどもが安心し て過ごし学ぶことのできる世界に冠たる「質の高い公教育」の実現と保障」
39	(P23 1行目) ○「こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、」→「こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、貧困かどうかに関わらず全ての子どもたちも安心して学べるよう家計負担を軽減し、学習・進学機会の格差を縮小し、」
40	(P23 3行目) ○「公教育を再生させ、」→「世界に冠たる「質の高い公教育」の実現と保障に取り組み、」

項番	ご意見
41	(P23 3行目) 〇「学校生活を更に充実したものとする」の次に以下を追記。「第4期教育振興基本計画では、 2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針 として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向 上」を定めており、こども・若者への学びの保障においても「子供の権利利益の擁護」及び 「主観的ウェルビーイングの向上」を、全てのこども・若者に実現することを前提とする。これ により、」
42	(P23 9行目) 〇「身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承し」の次に「さらに「質の高い公教育」の実現への」を追記。
43	(P23 15行目)○「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、」の次に「こども・若者の意見表明や参画も重視しながら、」を追記。
44	(P23 15行目) ○「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。これが一体化したものが、学校を核としたプラットフォームともなりうる。」
45	(P23 19行目) ○「地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。」の次に「この際、地域や家計による体験機会格差が生じないよう、家計補助や自治体への人材育成・配置支援などの支援策を充実させる。」を追記。

項番	ご意見
46	(P23 27行目) 〇「学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。」の次に以下を追記。 「こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の配置体制を拡充し、支援体制の推進する。 健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。こども・若者が、 自らの発達段階に応じて、身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、養護 教諭を中心に学校が医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・ 相談支援を進めるための体制を整備する。」
47	(P23 33行目)○ 子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所として、社会教育施設だけでなく、母子生活支援施設でも幅広い取り組みを実施している施設もある。地域支援として母子生活支援施設が展開している。「居場所」のひとつとして明記していただきたい。
48	(P23 33行目)○ SNSによりこどものコミュニケーションのあり様が変わる中、SNS(オフライン)に居場所を求めるこどもも、SNSに心理的居場所感を感じるこどももおり、SNSにおけるこどもの居場所づくりも視点に含めることが必要ではないか。
49	(P24 25行目) 〇「(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)」に関して、いわゆるブラックバイトやブラック企業問題に若者が巻き込まれないようにするためのワークルール教育を含めるべき。
50	(P25 18行目) ○「首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど」→「首長部局(こども部局を含む)でい じめ相談から解消まで取り組むなど」

項番	ご意見
51	 (P25 26行目) ○「不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く」→「不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く」こども若者本人や、家族に責任を帰すると理解されうる記述は避けるべき。
52	(P26 3行目) ○「課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカー、」の次に「キャリアカウンセラー」を追記。
53	 (P26 4行目) ○「高校における指導・相談体制の充実を図る。」の次に以下を追記。「また学校内の居場所支援を通じ、日常的に高校生が相談しやすい拠点を整備する。 高校を中退したこどももそうでないこどもも、家庭が安全な居場所ではない場合もあることから、地域にユースセンターをはじめとする居場所を整備しながら、中退の予防、中退後のフォローアップ、学び直しや就労の支援の基盤となる信頼できる人間関係を作ることのできる支援にも取り組む。」
54	(P26 8行目・9行目) 〇 高校は義務教育ではないため中退する子どもは自己責任という意識がまだ根強い中、中退の予防は高校だけでなく、学校以外の居場所を充実させ、多面的に支援するべき。また、特にいわゆる「教育困難校」と呼ばれる困窮家庭の子どもが集中している学校へ手厚い支援を行うべき。中退後の支援方針が、学力習得やまなび直しに偏っている印象がある。多様なキャリアを子どもたちと一緒に作っていくという方向も大事にすべき。高校を中退したこどもが次のステージに進むために居場所の提供を行うとともに、高校への25
	高校を中返したことも <u>が次のスナージに進むために店場所の提供を行うとともに、</u> 高校への ₂₅ 再入学・学び直し <u>・多様なキャリア形成</u> を支援する。

項番	ご意見
55	(P26 31行目) ○ この年代は支え手側の役割も担うこと(社会参加)を期待し、ボランティア活動の推進(ボランティアに参加しやすい環境整備)等も記載すべきではないか。 …取組を促す。 社会性や豊かな人間性を育むため、若者のボランティア活動等による社会参画を推進する。
56	(P26 33行目) 〇「(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)」に関して、地方からの人口流出について、ことさらに女性の流出に言及し、ネガティブな印象を与えるのはやめるべき。女性が流出しているのは雇用機会だけでなく、固定的な役割分業意識(イエ意識や介護負担等)も影響している。それらを視野に入れずに就労支援だけで対応できる問題ではない。
57	(P26) ○ ライフステージ別の重要事項の「青年期」に、「居住の確保、安定」を項目として入れる。居住の安定は重要な生活基盤である。特に社会的養護下にあったこども・若者、特に困難な状況にあるこども・若者について、居住の確保はその後の支援の前提となる。
58	(P26) ○ ライフステージ別の重要事項の「青年期」に、DV問題(親密圏における暴力)への対応を項目として入れる。青年期における被害を防止するという点と共に、DV被害をうけた親子(多くは母子)の生活支援の観点の双方を含む。
59	(P26) ○ ライフステージ別の重要事項の「青年期」に、「特に困難を経験している若年女性への支援」を項目として入れる。若年女性の、性的被害を含む被害にあいやすさを考慮すると、特に項目として明記し、政策と実践の展開を促進する必要がある。この間の女性支援に関す26る法制度の整備の進捗を勘案すると、重要な政策課題である。

項番

ご意見

60

(P28 10行目)

○「幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。」の次に以下 を追記「特に中学校から高等学校、高等学校から大学・専修学校等への進学の際の、学校 外学習機会費用の支援、受験料・入学金支援については、自治体間の取り組み差が大きく、 進学に際しての「切れ目」を生じさせる要因となっていることから、改善に取り組む。」

(P28 21行目~)

〇(修正案)

地域の中で保護者の子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全て のこどもと家庭を対象として、個々の親子の二一ズに寄り添った支援を行う。

個々の親子や地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や情報提供を行う。体罰によらない子育でに関する啓発を進める。これらの支援は虐待予防の観点からも重要であるが、行政・支援団体は子育でする保護者を虐待予備群であるかのようにとらえるような不適切な関わりはあってはならず、子育て当時者に、あたたくやさしい尊重の態度で接し、社会をあげて応援していることを明確に示していくという基本姿勢を、とくに行政・支援団体に徹底される必要がある。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や心身の健やかな成長のための教育自立心等を育むを行うため、保護者が学ぶ機会を充実することや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう<u>自治体は保護者のニーズを迅速かつ丁寧にとらえながら、プッシュ型支援・アウトリーチ型支援を実現する。</u>訪問型を含めた保護者との信頼関係を構築しながらの、家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

61

項番	<u>ご意見</u>
62	(P28 32行目) ○「(3)共働き・共育ての推進…」と並記すると、共働きを推奨しているように受け取られないか。
63	(P29 3行目) 〇「長時間労働の是正や働き方改革を進める・・・」といった記述に関して、改正ハラスメント防止法の趣旨を踏まえ、男性・女性ともに妊娠・出産や産休育休を取得する際の、雇用・賃金・昇進・日常での職場の言動含めた、あらゆるハラスメント行為の禁止を明記したほうが、修文上も政策実施上も良いのではないか。
64	(P29 13行目) ○ ひとり親世帯も様々な状況の世帯がいるが、ここでの記載は、ひとまとめにひとり親家庭となっている。一般的なひとり親家庭だけでなく、課題を抱えて福祉的支援等を必要としている世帯に対して、様々な社会資源を活用した支援につなぐ、といったことを記載できないか。
65	(P29 13行目)○ 都道府県や市町村において、こども大綱を踏まえて自治体こども計画に関する検討がなされる際に、母子生活支援施設の活用の視点が消えていくのではと危惧する。例えば、東京都では、「課題を有する母子家庭」として、母子生活支援施設について、具体的に記載している。
66	(P29 15行目) ○「ひとり親家庭の相対的貧困率が非常に高い水準になっている現状」→「ひとり親家庭の 相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状」

項番	ご意見
67	(P29 15行目) ○「ひとり親家庭の子育てを支え、自立を促進する環境整備」→「ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立実現に結びつける」
68	(P29 17行目) 〇「児童扶養手当等による経済的支援」→「児童扶養手当等の所得制限緩和・支給額増額 による経済的支援」
69	(P29 18行目) ○「それぞれの家庭の状況に応じ」→「それぞれの家庭の親子それぞれの状況・ニーズに応じて」
70	(P29 18行目) ○「・・・生活支援、子育て支援、就労支援等 <u>を拡充するが適切に行われるように取り組む</u> 。」

項番

ご意見

(P29 19行目)

〇「ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう<u>施策の拡充に</u>取り組む。」

71

→ 相対的な貧困との評価内容に基づき、具体的な課題を支援策としなければ、真の自立 支援をすることできない。女性が結婚・出産を経て、ひとり親になっても安心して、子を育て、 経済的に自立し、社会で活躍することができなければ、女性は出産しようと思えない社会 の仕組みを一掃し、こどもが困らない経済支援・学習支援・親が困らない"よりそい支援" の整備が急務。日本は先進国ながら、戦後から80年近くが経過。21世紀も5分の1を過ぎ ても、なお、女性がひとり親で生きることの過酷さが解消されないことが、不思議に思える。 母と子が幸せなら全ての人がしあわせに通じると考える。

「こどもを産んだら、離婚できなし、離婚したらこどもも困るから」

「ひとり親って、貧困になる仕組みなんでしょ。」

「ひとり親=貧困・わがまま・・・生きづらそう」

「親から自分で育てるようにいわれ、突き放され実家に帰れない。」

「我が子が離婚したことを言えずにいる高齢の親や親戚もおられる。」など、とにかくマイナスイメージが強い。根本的な人間の尊厳に関する教育、罪悪感の払拭は急務。失敗・やり直すことが許される温かな社会づくりが必要。

72

(P29 20行目)

○「<u>別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む</u>多くのひとり親・・・」

項番	<u>ご意見</u>
73	(P29 21行目) ○「様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制」の前に「DX化による利便性を高め、」を追記。
74	 (P29 22行目) ○「・・・相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。」 → しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査では、ひとり親に対する窓口ハラスメントが存在することがわかっている。特に児童扶養手当の相談窓口は、「いやなこと、屈辱的なことを聞かれる場所」と認識している人が3割、「できれば行きたくない」が6割にのぼる。相談したい場所になるためには、当事者団体を含めたマニュアルの作成が必要である。
75	(P29 23行目) ○「こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、」 → 親子の面会交流は「安全・安心」はもちろんのこと、こどもにとって不利益が生じることがないよう十分に配慮して行われる必要がある。親子交流の推進、養育費の履行確保と取り決めの促進は、注意深く、慎重に行われるべきである。 こどもとの面会交流が養育費支払いの交換条件にされるなど、養育費の取り決め・履行が優先されることが、子どもにとっては必ずしも歓迎すべきことでない場面もある。むしろ心理的に大きな負担となる場合があるということを承知しておく必要がある。こども大綱の基本的考え方に「すべての子ども」を対象にすると謳うからには、父母の関係悪化に心理的ダメージを受けている児童や、そのつらさを表明できない児童の立場になって制度や施策をつくっていくべきである。

項番	ご意見
76	(P29 23行目) ○「安全·安心な親子の交流を推進」→「安全·安心な親子の交流を実現するための体制整備をはかり、推進」
77	(P29 23行目)○「養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。」→「養育費に関する相談支援や取決め、徴収の促進について抜本的強化を図る。」
78	(P29 24行目) 〇「・・・養育費の履行確保のため、法制審議会で審議されている最低養育費制度や養育費の取り立て、立替払いを進める養育費に関する相談支援や取り決めの促進について強化を図る。」 〇P16「生活の安定に資するための支援」P27「(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減」に関しても「養育費の徴収強化と公的建て替え制度の創設」をぜひ書き込むべき。

3. 「第4 こども施策を推進するために必要な事項」「第5 おわりに」に関するご意見

項番	ご意見
1	(P31 1行目) 〇「幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、」の次に「こ ども期からの自己肯定感の育成、自他の尊重の精神の伸長や、」を追記。
2	(P31 8行目) ○「(1)国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進」について こどもたちの提案が、開かれた学校、開かれた教育に繋がるよう地域と学校の協議会でも 取り上げられ、こどもたちの有用感となるようお願いしたい。
3	(P32 6行目) 〇「(4)多様な声を施策に反映させる工夫」の冒頭に「貧困、」を追記し、「経済的困窮」を削除
4	(P32 22行目) ○「こどもや若者が主体となって活動しているユースカウンシル」の前に「地方自治体とともに」を追記。ユースカウンシルは欧州諸国においては自治体内意思決定の仕組みのひとつであり、わが国の実現に際してもそのことを明記する必要がある。
5	(P33 2行目) 〇「 <u>こどもの最善の利益のために</u> 様々なデータや統計を活用するとともに、」のようにできないか。

項番

ご意見

(P33 2行目)

○ EBPMはこどもの権利利益や子育て当事者のウェルビーイング改善のための手段であり、 データ連携と同様に手段が目的化しないような表現の工夫が必要。

(修正案)こども・若者の権利利益や子育て当事者も含めたウェルビーイング改善のための効果的な政策実現のために、様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく(EBPM: Evidence Based Policy Making)。

その際、施策立案・実施の専門家である行政職員、<u>政策課題に詳しい研究者・支援団体、</u>データ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、<u>こどもの権利利益や子育て当事者も含めたウェルビーイング</u>改善をどのように実現するのか、「こどもとともに」「子育て当事者の視点」を重視し、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、<u>政策効果がこども・若者、子育て当事者に届いたのかどうかの効果も検証しながら取り組む必要がある。</u>

6

(P33 6行目)

7

- 「これらを可視化し、こどもと保護者すべてに見えやすくすること」といったような文言を追加できないか。
- (※)「その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家…」

3. 「第4 こども施策を推進するために必要な事項」「第5 おわりに」に関するご意見

項番	ご意見
8	(P34 4行目) 〇「こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の <u>十分な</u> <u>配置、</u> 確保、育成、専門性の向上を図る。」のようにできないか。
9	(P34 5行目) ○(2)こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援には、喜びを仕事に感じながらキャリア形成できる環境づくりという抽象度の高い記述ではなく、「専門職に相応しい賃金・処遇の実現」を明記すべき。 …ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上、専門職に相応しい賃金・処遇の実現を図る。
10	(P34 18行目) 〇「地方自治体の福祉部局、」の後に「保健部局」を追加。
11	(P34 24行目) 〇「各地の協議会間の連携(ネットワークのネットワーク)による全国的な共助体制の構築を図る。」の次に以下を追記。「とくに「縦のネットワーク」の構築に際しては、これまでのこどもの貧困対策において学校プラットフォーム・チーム学校の取り組みにおいても学校段階間の支援に「切れ目」が生じていたことから、生まれてから就学前保育・教育機関、義務教育、高等学校等、大学・専修学校等との「切れ目のない」「縦のネットワーク」の構築体制を具体的に整備する必要がある。」

3. 「第4 こども施策を推進するために必要な事項」「第5 おわりに」に関するご意見

項番	ご意見
12	(P34 27行目) ○「先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、」の次に以下を追記。「SOSを待つことなくプッシュ型・アウトリーチ型支援を実現するために、」文末の同じ文章は削除する。
13	(P35 27行目) 〇「教育振興基本計画」の前に「こども基本法は無論のこと、」を追記。こども政策推進会議 はこども基本法第17条に規定されるものであり、何を目的とする会議体かを明確にする意味 で修文の必要がある。
14	(P35 36行目) ○「こども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、」の後に「こども政策のさらなる改善を行う。このようなこども政策のPDCAをふまえ、」を追記。
15	(P36 27行目) 〇「(2)数値目標と指標の設定」について こども大綱に見直しが5年後とあるが、少子化が加速する中、5年の間に小学校6年生が 高校生となる。5年とする場合、諸施策は随時、見直し拡充するとの表記がないことを懸念している。ひとり親の調査年や次世代計画など、連携を図ってあると推察しているが。3年で見直しが必要なのではと思慮する。

項番

16

ご意見

(P37 6行目)

○ こども基本法の規定、こどもの権利利益、最善の利益の実現、3大綱のこども大綱への一元化をふまえた追記が必要である。「市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。」の次に以下を追記。

「自治体こども計画の策定に際しては、こども権利利益や最善の利益、こども・子育て当事者のウェルビーイングの実現のためにも、こども基本法第11条の規定をふまえ「当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが必要である。

国のこども大綱は、こどもの貧困対策・少子化対策・子供・若者育成支援推進大綱の3大綱を一元化したものであり、国においてもさらなる施策の充実をはかることは当然である。自治体こども計画においても、こどもの貧困対策・少子化対策・子供・若者育成支援推進施策を後退させず、こども若者の権利利益と最善の利益の充実の視点から、さらなる拡充をはかることが期待される。」

17

(P37)

○ 今後地方自治体において、少子化、子ども若者育成、貧困といった各テーマごとの計画が こども大綱に基づいたこども計画に一本化されていくが、その過程において個別の計画が策 定されていたときよりも各テーマの内容が薄まらないように注意すべきである。

18

(P38 1行目)

〇「(5)安定的な財源の確保」について 地方自治体がこどもの現状に合わせたスピーディーな対策が実行できるよう、重層的支援 体制整備事業予算など省庁横断で柔軟な先行実施可能な仕組みづくりをお願いしたい。 37 項番

ご意見

19

(P38)

〇(5)安定的な財源の確保では、財政力の低い小規模な地方自治体などでも必要な施策が実行されるよう、国からの手厚い財政支援やインセンティブを付与することを明記すべきである。そうしなければ、小規模な自治体で国の制度等が活用されていない現状が変わることは難しく、p10に明記されている「全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備する」という基本方針を実現するのは困難である。

20

(P38)

○ こども未来戦略方針には、貧困と格差の解消の視点が不足しており、安定財源の確保に際しては、そのことも踏まえられなければ、こども大綱やこども政策は十分な効果を発揮し得ない。

とくにこどもの貧困対策は、物価高の中で喫緊の課題であり、こうした喫緊の課題については、安定財源の実現を待つことなく、迅速な予算措置と政策実施が行われる旨の記載を、こども大綱に向け強く要請する。

21

(P39 12行目)

○ こどもまんなか社会の実現には、日本国民の意識・行動変容が必須である。以下の修文が必要と考える。子育て罰社会とも称される日本の大人たちへの政府を挙げた強いメッセージが必要である。

(修正案)「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者や子育てに対する<u>やさしい</u> <u>言動</u>が、属性や世代の垣根を越えて、我が国社会の隅々まで<u>実現されること</u>が重要である。 すなわち、国民全体の理解の促進、<u>意識と行動の変容</u>が不可欠」

項番	ご意見
1	(P5 7行目、P6 32行目、P26 11行目) ○ こども大綱が、3つの大綱をひとつに束ねていく取り組みの中で、「若者」の捉え方として、こどもに関する年齢をどこまでみていくのかが不明瞭。こども基本法との兼ね合いも見据えて、年齢でみるか、状況でみるかなど、こどもの捉え方を整理した方が良いのではないか。 ・ 年齢対象が上がると、支援窓口が変わる場合がある。窓口も一体的な視点で受付のたらいまわしがないようにするべき(例:10代の妊産婦や、20代・30代のこどものいる世帯に対して、こどもとみるか、親とみるかなど)。 ・ 女性新法との兼ね合いも含め、支援を必要としている人が混乱しないように配慮すべき。
2	(P10 37行目、P15 26行目、P21 11行目) ○「NPO等の民間団体」、「保健・医療」の記載があるが、「社会福祉法人」や「社会的養護の 施設」の専門性や社会的養護の施設の機能(養育・心理的ケア・地域支援)について触れた た上で、母子生活支援施設の活用についても明記できないか。切れ目ない支援を行うため には、縦割り意識を超えた視点で、関係機関の連携を明記する必要があるのではないか。
3	○ 児童虐待防止も含めて、きめ細やかにこどもの育ちを保証するためにも市町村の役割が 重要になっており、全体的に市町村の役割の大切さや責任に触れられないか。また、どこに 住んでいても同じ支援を享受できる体制(仕組み)の必要性を明記するべきではないか。
4	○ "子育てをするということ"の人生における価値を上げる。子育てQOLの向上が、子育て当事者の自己肯定と幸福実感につながることで、こどもも同じように自己肯定感と幸福実感を持てるのではないか。様々な家庭に関わる中で、"子は大人の鏡"という言葉は確かだと確信している。
5	○「貧困」という言葉について、「こどもの貧困」「貧困の母子家庭」など支援を受ける側にも。 ネガティブさが先行するので、新しい表現が望ましい。こどもたちに尋ねてはどうか。

4. 中間整理案全体に関するご意見

項番	ご意見
6	○「幸せな状態」とあるのを、「幸せを実感」としてはどうか。→ 幸せな状態の主観は、こども自身が幸せを実感できなければならないので、表現を工夫することで、こどもたちの受け入れもよいと思う。
7	○ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども 施策を推進するために必要な事項について定めるものとされています。今後、本中間整理 案に基づいて大綱が策定されていくと思いますが、全体として、これまでの3大綱を束ねると の前提も相まって内容が総花的、かつ、つぎはぎ的な印象です。
8	○ 大綱としては、より「こどもまんなか」を意識した内容になるよう、項目を「第2 こども施策に関する基本的な方針」、「第3 こども施策に関する重要事項(「1 ライフステージに縦断的な重要事項」に絞る)」、「第4 こども施策を推進するために必要な事項」、に留める方が良いのではないか。「第3 2 ライフステージ別の重要事項」は、「こどもまんなか実行計画(仮称)」で示すこととしてはどうか。
9	○ 主語の多くが「こども・若者」となっている点については工夫が必要ではないか(例えば、冒頭、こどもには若者を含むことを記しておき、以下はこどものみの表記とする、等)。
10	○ 今後、「こどもまんなか実行計画(仮称)」等で数値目標や指標を設定していくこととなるが、 こどもの最善の利益を第一に考え、都道府県・市区町村が実情を把握し、全てのこどもに支 援が行き届くよう設定することが重要であり、国が一律に数値目標を定めることには慎重と なるべきである。

40

4. 中間整理案全体に関するご意見

項番	ご意見
11	○「意欲」という言葉が何回かでてくる、貧困・虐待等のさまざまな困難によって「意欲」を喪失しているこどもが置き去りにされている。むしろ、「意欲」を持てるようにする支えが必要。
12	○ この大綱の内容を実現するのに必要な財源・法制度との連携についての言及があまりに 不足している。
13	○「共働き・共育てを推進」するのであれば、働き方などを見直すだけでは全く不十分。「全世代型社会保障構築会議」の提言にもあるように、税制・社会保障制度の見直しが必要。

項番	ご意見
1	(P16、29) ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に記載されている支援制度は一部(高等職業訓練促進給付金、貸付金制度、日常生活支援(ヘルパー派遣))を除き、利用率も低く機能不全である事は明白であり、現代社会とマッチしない公助である事は、これまでのひとり親家庭審議会においても問題視されてきた。 ひとり親家庭に対する「合理的な配慮」及び、自助、共助、公助+企業連携の自立支援プログラムのプランを公的な支援制度としてプランとして見える化させ、養育者のエンパワメントと心のケア、そして企業採用と理解を促し、最低5年後には、児童扶養手当を受け取らなくても生活できるようなプロジェクトを打ち出さない限り5年後のひとり親家庭の貧困率の改善は見込めないと考える。
2	(P16、29) ○ 生活保護法に関して、現行制度では、原則車の所有が認められていない。東京都等の都市部に関しては車を所有せずともライフラインが整備されているが、地方都市に行けば行く程、車が無いと生活することが出来ない状況に追い込まれてしまうため、生活保護法の改正が必要である。
3	(P16、29) ○ 母子家庭の母等を継続して雇い入れる事業主に対する補助制度である特定求職者雇用開発助成金制度の助成期間1年間の所を5年間まで伸ばし、企業に対する労働環境整備を支援する必要がある。 また、子育てをしていくうえで、子どもの発達の度合いや子育てのステージ毎に訪れる社会参加(学校行事や子へのサポートの為、勤怠が不安定になること)を理由に、養育者の意思に反し企業側の判断で時短労働を強いられる、またモラル・パワーハラスメントにより働きづらくなる企業は数多く散見されるため、雇用主に対してひとり親家庭へ不利益な扱いをした42場合の罰則規定等の創出の検討も必要と考える。

項番	ご意見
4	(P16、29) ○ ひとり親支援に係るプロジェクトの抜本的な打ち出しが必要であるし、日本全国どこの自治体においても公平な制度運用が必要である。 そのためには母子父子自立支援員を正規雇用とし、虐待対応支援者とは業務分類を行うなど全国的な支援者の待遇改善と関係機関(ハローワーク、児童相談所、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、スクールソーシャルワーカー、民間団体、民生委員)と連携してアウトリーチ支援が出来るような人員の増員も必要である。
5	(P28) ○ 育児休業制度について、日常生活の変化、パートナーとの離婚、死別、障がい等において、ひとり親家庭になってしまった方々も育児休業の対象者として頂けるとありがたい。
6	(P28) ○ 父子家庭の父の中には、対人コミュニケーションが得意ではなく、誰かに相談する技術が驚くほどない、弱みや困りごとに本人が気づいていない、といった支援が必要な方々が多く存在するが、高収入のため、児童扶養手当の現況届等の手続きで自治体に行く機会も無い。そのため、児童扶養手当の支給要件である前年度の所得から算出する方法を無くし、向こう3年間は所得制限関係無く現況届を出しに相談窓口に繋げていく仕掛けが必要だと考える。また、小児科の検診時に保健指導を入り口に、アセスメントを取得し、必要な助言や導き、傾聴等を行って頂けたらありがたい。また、養育者の健康状態または発達障害により心療内科に継続通院しており本人から了承を得られれば、ドクターより抱えている課題や病状の具合、必要な配慮と支援等を意見書ないし診断書で確認し、ひとり親家庭支援と障害福祉支援とで連携してチームアプローチが出来る仕組みを作る必要を感じる。

項番	ご意見
7	(P29) ○ 産後、婚姻時のハラスメント、職場での虐めや過労による睡眠障害等からによるうつ病の発症やパニック障害、発達障害における生きづらさから来る二次障害を訴える困窮者家庭は数多く存在する。そういった方は正規雇用で働いていても、例えば、障害年金を受給していると傷病手当から差し引かれ、経済的不安から復職することが出来ずに退職し、症状が悪化し負のスパイラルに陥るケースもあり、休職を選択しづらい現行制度設計は見直しの必要がある。
8	 (P29) ○ 下記についても現行制度設計の見直しが必要。 ・遺族厚生年金についての55歳の年齢要件と25年間の保険料支払いの受給要件についても、例え妻が25年務めて社会保険を納付していたとして、妻が病死などした場合、父子家庭は遺族厚生年金を受給できない差別が未だ存在する。 ・母子父子寡婦貸付金制度の寡夫は対象にならない件について、父に養育されている父子家庭の20歳を超える学生への学費貸付や、寡夫へ対する事業開始資金の貸し付けなどが対象外になっている。
9	(P29) ○ 養育費が法律上、債務の性質を持たないことは違憲ではないか。 養育費は子どもの権利であるはずである。しかし、子どもの養育費の代理請求を行う養育者が、関わり合いを持ちたくないという理由で子どもの権利を施行しない実態がある。 そのため、子が16歳になった際に権利を行使する為、法務省において養育費を債務として位置づける法改正が必要と考える。そのため、子どもの権利を守るため養育者以外の相談窓口の開設、そして養育費の遡り請求ができるようにサポートする施策が必要と考える。44

5. その他、こどもの貧困対策・ひとり親支援に関するご意見

項番

ご意見

○ 現況届についての提案

・現況届の発送時に、将来を見据えるために、現況届に保護者・こども宛て2通のアンケート を添付する。現況届の提出時に、アンケートの提出も必須とする。

→こどもの進路を親が判断するのではなく、こどもが進学を希望していることを早めに認識することで、親の家計管理の見直しや働き方に変化をもたらすことができる。就職希望であっても、企業が必要とするスキル・資格などの情報を本人へ提供し、その情報を知ることで、専門的知識を身に付ける重要性を認識し専門学校等への進学を選択することも考えられる。これにより、将来の安定した収入・生活を得られる仕事(正規雇用)へ繋いでいくことができる。

- (※)アンケートは、「自筆必須」とすることでこどもの意見が反映される。
- (例)対象児童は、児童扶養手当受給世帯の中学1年生以上(13歳~) 共有する支援者は、母子・父子自立支援員、学校の進路指導担当、ハローワーク等

10

項番

ご意見

ひとり親家庭への支援として、以下の施策が必要ではないか。

- ① こどもの成長に合わせた働き方ができる経済的支援
 - 児童扶養手当の支給額引き上げ
 - → こどもが小学生までは、こどもが一緒に過ごせる時間を確保する。
 - 児童扶養手当の所得制限による支給停止の撤廃
 - → 正規雇用化と所得向上を目指す際に、児童扶養手当の受給資格と施策や支援内容が連動しているため、生活の安定を選び、諦めるケースが複数ある。その結果、こどもの年齢が18歳で児童扶養手当の受給がなくなり、経済的に困窮しダブルワークをしているケースは多い。
 - 住居安定支援
 - → ひとり親は公営住宅の優先入居支援をいただいているが、入居空室の不足や学校が遠いこと、通 勤の便の関係などから多くの母子家庭が民間賃貸住宅に居住しており、住居確保のための支出が 家計を圧迫おり日々の生活に大きく影響している。公営住宅との生活格差を埋め、居住の安定をは かる、貸付ではない支援が必要。
 - 生別・未婚の母の寡婦控除の適応
 - → 子が社会人となり、ひとりで暮らすようになると独身女性と同じ所得控除となるが、かつてひとり親であった者について寡婦控除の対象とし、子育てに対する高評価を表すべき。
- ② 上記以外のもの
 - ・ 親も子も、苦しいときに駆け込める居場所の確保。母子生活支援施設等に限らず、地域にある社会福祉施設等(保育所・高齢者・障がい者)も位置づけ、処遇する仕組みを創設。
 - 親子交流
 - → 一番にこどもの意志をおとなに気遣いしない形で確認できる仕組みづくりが必要。
 - ・ 養育費の履行確保
 - → 養育費=親子交流でないとの前提で、養育費が収入に加算され、ひとり親家庭に不利になること のないよう制度設計の見直しが必要。 46

11